地域相談員の委託状況について

資料６

（１）地域相談員

平成28年４月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいき

　　いきと輝く富山県づくり条例」に基づき、設置しているもの

業務内容 ① 助言や情報提供

② 関係者間の調整

③ 関係行政機関への通告･通報等

（２）委託状況

　今年度は、障害を理由とする差別の解消や、障害や障害者に対する理解を一層促進するため、住民により身近な相談窓口として「民生・児童委員」や精神障害への対応を充実するため昨年度開催した「精神障害者地域相談員養成研修修了者」にも新たに委託し、相談体制の拡充を図ったもの。

【委託者数】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 28年度 | 29年度 | 増減 |
| 身体障害者相談員 | | 199 | 197 | △2 |
| 知的障害者相談員 | | 45 | 49 | 4 |
| 知事が適当と認めるもの | | 65 | 458 | 393 |
|  | 精神障害者家族相談員/メンタルヘルスサポーター | 65 | 58 | △7 |
| ※ | 精神障害者地域相談員養成研修修了者 | 0 | 34 | 34 |
| ※ | 民生・児童委員 | 0 | 366 | 366 |
| 計 | | 309 | 704 | 395 |

【参考】地域相談員に対する研修会の開催

①日時・会場

　　　ア　富山会場　平成30年２月19日（月）14時00分～16時00分

　　　　　　　　　　富山県民会館３０４号室（富山市新総曲輪４番18号）

　　　イ　高岡会場　平成30年２月21日（水）14時00分～16時00分

　　　　　　　　　　高岡市生涯学習センター４階ホール

　　　　　　　　　　（高岡市末広町1番7号　ウイング・ウイング高岡内）

②内容

　・条例の概要

　・相談対応方法　　など

③講師

県広域専門相談員等